

# 公立大学法人宮崎公立大学短時間勤務職員就業規則

平成19年4月1日  
規程第49号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この就業規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規程により、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）に勤務する短時間勤務職員（教員を除く週35時間の範囲内を勤務時間とする非常勤職員。以下同じ。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (法定との関係)

第2条 短時間勤務職員の就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによるほかはこの規則による。

### (規則の遵守)

第3条 法人及び短時間勤務職員は、誠意を持ってこの規則を遵守しなければならない。

## 第2章 人事

### (採用)

第4条 短時間勤務職員の採用は、競争試験又は選考による。

### (雇用期間等)

第5条 短時間勤務職員の雇用期間は、1年以内とする。

2 短時間勤務職員の雇用期間は、2回まで更新することができる。ただし、その職務内容の特殊性により、欠員の補充が困難であると理事長が認める場合には、この限りでない。

3 雇用の際は、勤務、報酬、雇用期間等を明記した雇用通知書を交付する。

4 短時間勤務職員として採用された者は、公立大学法人宮崎公立大学任期付職員就業規則（平成19年規程2号）の適用を受ける職員（以下「任期付職員」という。）の例により所要の書類を提出しなければならない。

5 前項の提出書類の事項に異動があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

### (解雇)

第6条 理事長は、短時間勤務職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

(1) 出勤状況不良で改善の見込みがないとき

(2) 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、2回以上にわたって注意を受けても改めなかったとき

(3) 正当な理由がなく5日以上無断欠勤したとき

(4) 勤務成績又は業務効率が著しく不良で改善の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき

(5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(6) 法人の職員にふさわしくない非行のあった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(8) 事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の都合により剰員が生じ、かつ他に適当な配置先がないとき

(9) 法人が解散したとき

2 法人は、短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したとき

3 前項第1号に定める禁錮以上の刑に処せられた者のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、同号の規定にかかわらず、当該短時間勤務職員を解雇しないことができる。

(退職)

第7条 短時間勤務職員は、雇用期間満了の場合を除き、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。

2 短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

(1) 雇用期間が満了したとき 雇用契約期間満了日

(2) 死亡したとき 死亡日

(3) 災害によることなく生死不明、所在不明となったとき 生死不明、所在不明の期間が60日以上になった日の翌日

3 前項第1号の規定は、雇用契約を更新するときは適用しない。

(服務)

第8条 短時間勤務職員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 短時間勤務職員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの規程の定めに従い、かつ、所属長の命令に従わなくてはならない。

3 短時間勤務職員は、法人の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 短時間勤務職員は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、服務については一般職員の例による。

(勤務時間)

第9条 短時間勤務職員の勤務時間は、別に定める

(休暇等の種類)

第10条 短時間勤務職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び無給休暇とする。

2 短時間勤務職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、育児・介護のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

3 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児休業・介護休業等に関する規程」で定める。

(年次有給休暇)

第11条 短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、10日とする。ただし、10月から翌年3月までの間に新たに採用された短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表1のとおりとする。

2 短時間勤務職員が、規定により雇用期間を更新された場合は、勤務年数に応じて、別表2に定める年次有給休暇の日数を付与する。

3 第1項の規定にかかわらず、週の勤務時間が28時間45分未満の短時間勤務職員の年次有給休暇の日数については、別表3のとおりとする。

4 前項に規定する短時間勤務職員が、規定により雇用期間を更新された場合は、勤務年数に応じて、別表4に定める年次有給休暇の日数を付与する。

5 年次有給休暇は、短時間勤務職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、理事長は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

6 年次有給休暇が10日以上与えられた短時間勤務職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該短時間勤務職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、法人が短時間勤務職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、短時間勤務職員が前項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

7 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に短時間勤務職員が必要とする場合に

は1時間を単位とすることができる。

8 第1項から第4項までの規定により付与された年次有給休暇の残日数は、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。

(特別休暇)

第12条 次の各号に掲げる場合には、短時間勤務職員に対して当該各号に掲げる期間の有給休暇を与えることができる。

- (1) 業務のため負傷し、又は疾病にかかった場合 3日(以後については労働者災害補償保険の給付を申請するものとする)
- (2) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条の感染症に罹った場合 同規則第19条第1項から第3項の基準の範囲において必要と認められる期間
- (3) 公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則別表第2の左欄に掲げる場合 同表の右欄に掲げる期間

(無給休暇)

第13条 次の各号に掲げる場合には、短時間勤務職員に対して雇用期間の範囲内で当該各号に掲げる期間の無給休暇を与えることができる。

- (1) 業務のため負傷し、又は疾病にかかった場合 必要と認められる期間
- (2) 私傷病にかかった場合 30日を超えない範囲内で必要と認められる期間(理事長が特別の事情があると認めるときは、30日を超えて認めることができる。)

(給与)

第14条 短時間勤務職員の給与については、別に定める。

(手当)

第15条 短時間勤務職員の通勤手当については、任期付職員の例による。

(旅費)

第16条 短時間勤務職員の旅費については、任期付職員の例による。

(報酬の減額)

第17条 短時間勤務職員が勤務をしなかった場合は、休日又は休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認を得た場合を除き、その勤務しない時間1時間につき次項に規定する1時間当たりの給与額の減額を行う。

2 勤務1時間当たりの給与額は、給与月額に12を乗じ、その額を1の年における短時間勤務職員の勤務を要する全時間数で除した額とする。

(報酬の支給期日)

第18条 給与の支給期日は、毎月21日(その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日)とする。

(懲戒)

第19条 短時間勤務職員の懲戒及び懲戒解雇については、任期付職員の例による。

(労働災害等の補償)

第20条 短時間勤務職員の公務災害及び通勤災害の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(健康診断)

第21条 短時間勤務職員の健康診断については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定めるところによる。

(受診の命令)

第21条の2 短時間勤務職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、法人は短時間勤務職員に対し、法人の指定する医師の受診を命じることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと思料される場合
- (2) 傷病を理由に欠勤、遅刻、早退を繰り返す場合
- (3) 職務の能率、勤務態度の変化等により、身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合

(4) その他、上記各号に準ずる場合で、法人が必要と認める場合

- 2 短時間勤務職員は、正当な理由がない限り、前項に定める命令を拒むことはできない。
- 3 短時間勤務職員は、受診の結果を法人に提出しなければならない。

(社会保険等)

第22条 短時間勤務職員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

(無期労働契約への転換)

第23条 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結する短時間勤務職員のうち、通算契約期間が5年を超える短時間勤務職員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月（当該期間の直前に満了した有期労働契約の契約期間が1年に満たない場合にあつては、当該有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上ある短時間勤務職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規則は、第1項の規定により無期労働契約に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約に転換した短時間勤務職員に係る定年年齢は、満60歳とし、定年年齢に達した日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

4 第1項の規定により無期労働契約に転換した短時間勤務職員の労働条件は、原則として、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一のものとする。

5 第3項の規定により退職した者で、再雇用を希望し、第6条に規定する解雇事由又は第7条に規定する退職事由（次項において「解雇事由等」という。）に該当しない者については、再雇用するものとする。

6 再雇用の任期等については、公立大学法人宮崎公立大学職員の再雇用等に関する規程（平成19年規程第60号）第3条第2項、同条第3項（同項中の「解雇事由等」については、前項に規定する「解雇事由等」と読み替える。）及び同条第4項の規定を準用する。

7 この規則（第5条第1項及び同条第2項の規定を除く。）に定める労働条件は、再雇用された後も引き続き適用する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第12条第8号の規定については、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月12日から施行する。

ただし、改正後の第12条及び第13条の規定については、平成28年10月1日から適用する

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

採用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年次有給休暇日数 (繰越限度日数)	7日		6日		5日	

別表2

勤務年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年以上
年次有給休暇日数	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日
繰越限度日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表3

採用月 週勤務時間	4月～9月	10月、11月	12月、1月	2月、3月
28時間45分以上	10日	7日	6日	5日
23時間以上 28時間45分未満	7日	3日	2日	1日
18時間以上 23時間未満	5日	2日	1日	0日
12時間以上 18時間未満	3日	0日	0日	0日
12時間以上	1日	0日	0日	0日

別表 4

勤務年数 週勤務時間		2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年 以上
		28時間45分 以上	付与 11日	12日	14日	16日	18日	20日
	限度	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
23時間以上 28時間45分 未満	付与	8日	9日	10日	12日	13日	15日	15日
	限度	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
18時間以上 23時間未満	付与	6日	6日	7日	9日	10日	11日	11日
	限度	5日	6日	6日	7日	9日	10日	11日
12時間以上 18時間未満	付与	4日	4日	5日	6日	6日	7日	7日
	限度	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
12時間以上	付与	2日	2日	2日	3日	3日	3日	3日
	限度	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日